

令和2年2月21日

# 令和2年第2回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和2年2月21日玉川村北庁舎1階会議室に於いて第2回玉川村農業委員会を開催した。

- 
- ◎ 出席委員 (農業委員)  
(13名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男  
2番 石森 博信 9番 草野 陽子  
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎  
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄  
5番 関根 恵二 12番 角田 守之  
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行  
7番 小針 金之
- 
- ◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市
- 
- ◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行
- 
- ◎ 本日午後1時30分、渡邊職務代理が開会を宣言した。  
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。  
◎ 会長あいさつ。  
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。  
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。  
7番 小針 金之 8番 佐久間悦男
- 

- ◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議長 次に議案第5号番号1の調査員 石森博信委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 2番委員 (石森 博信) 議案第5号番号1について、調査結果を報告させていただきます。  
2月17日、石森三男推進委員、事務局2名と共に現地確認をいたしました。  
申請地は、山小屋字高野■■番■であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。  
現地確認後、被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■■さんに話を伺いました。  
今回の申請は、昨年11月総会時に農振除外について意見決定したものの転用案件です。  
被設定人の■■■■■さんは、当該農地に隣接する土地へ住宅を建設する計画をしておりますが、この申請農地は既に進入道路として長年使っており、今回、正式に農地法第5条の申請になったそうです。  
■■■さんは、これまで当該農地を、何ら疑義を持つことなく通路として利用していた事について、深く反省しており、今後このような事がないようにするとの事です。  
申請地は、地形的条件を勘案するとその他第2種農地に該当すると思われる、転用が可能です。

兩人とも承知しており問題ありません。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の石森委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 使用貸借という事が望ましいのでしょうか。50年という長い期間である事から、何かあった場合はまた手続きするようになるのでしょうか。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 贈与にしてしまうと、税金の絡みがあるのではないのでしょうか。賃借であれば、それぞれの契約なので大丈夫かと思いますが。あくまで本人が申請している事であり、我々はそのまでは考えなくてよいと思われます。  
今回の件は新築する予定であるので、この手続きをしておかないと確認申請が出来なくなります。
- ◎ 事務局 本人が選択して申請している事なので、こうして下さいとは言えません。法的に無理な場合は、駄目ですと事務局では伝えます。
- ◎ 議 長 他に何かございませんか。  
  
(なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第5号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。  
  
 (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第5号番号1については、原案どおり可決されました。  
次に、議案第6号 非農地判断についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。  
  
(朗読・説明)
- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 6 番委員 (石井 清藏) 吉地区は残り何筆位あるのでしょうか。
- ◎ 事務局 あと、30から40筆程度です。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) この様な場所を誰か開発してくれる方はいないのでしょうか。
- ◎ 事務局 開発する場合はかなりの手間がかかります。伐採してバックホーで

片付けなければ何もできません。

以前は耕作放棄地解消事業という事で、改パをしてても、何も作付けしていない場所に、そばや小麦を作ったりしていました。

今回の土地は、改パでも何でもない土地なので、中々農地に復活するには厳しい場所でした。

- ◎ 6 番委員 (石井 清藏) 改パには該当しなかったのでしょうか。
- ◎ 事務局 現地を確認してきた所、ここはあぶくま高原道路の高い斜面でありませす。  
筆が細かいと思っておりましたが、その地下にパイプラインが通っております。母畑の改パから母畑の改パへの間の土地で、単にパイプラインを通しただけで、地上はガサガサになっております。  
地上権設定するので、細かく分筆されているという中身でございます。  
また、大きい面積の方は、ここに行くまでの道がなく、あぶくまインターチェンジが出来たおかげで、そこへ行く道がなくなってしまいました。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) パイプラインが入ったという事は、地上権設定されているので、規制はかかっていますよね。
- ◎ 事務局 パイプラインの上には何も建てられないと思われませす。
- ◎ 議長 他に何かございませせんか。  
(なしの声あり)
- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 6 号を提案どおり決定することにご異議ございませせんか。  
(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第 6 号については、原案どおり可決されました。  
次に、議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。  
(朗読・説明)
- ◎ 議長 ただいま事務局より説明がございませましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。  
(なしの声あり)
- ◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 7 号を提案どおり決定することにご異議ございませせんか。  
(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第7号については、原案どおり可決されました。

◎ 議 長 次に、議案第8号農作業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第8号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第8号は、原案どおり決定いたします。本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

## 6 その他

### 1 次回総会日程

次回の総会は、令和2年3月24日火曜日、午後1時30分から場所は就業改善センター1階産就室。総会終了後、第4回連携会議を開催予定。

### 2 農業委員会の適正な事務実施について

農地法により年間の活動計画及び事業実績の点検評価を行う。

スケジュールは、3月総会で活動計画・点検評価の検討及び策定。3～4月で閲覧及び意見の集約。4月総会で決定の運び。

### 3 その他

- ・3月総会時に報酬支払。
- ・全国農業新聞購読料の持参のお願い。
- ・次期農業委員・農地利用最適化推進委員の選出に係るスケジュールの説明。

会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

## 7 閉 会 須藤職務代理者